



平成 29 年 8 月 14 日

各 位

上場会社名 福 島 工 業 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 福 島 裕
(コード番号 6420 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 日 野 達 雄
(T E L 06-6477-2011)

当社大型パネル冷蔵設備案件における不適切な原価処理等の調査結果に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 7 日に公表しました「当社大型パネル冷蔵設備案件における不適切な原価処理等について」に記載の通り、大型パネル冷蔵設備案件において不適切な原価処理等が行われていた可能性が判明したため、迅速かつ適切な事実関係の解明のため、社内調査委員に社外の専門家（弁護士法人大江橋法律事務所所属の弁護士）を加えた社内調査委員会を設置し、事実関係の確認を行うべく取り組んでまいりました。当社は平成 29 年 8 月 9 日に社内調査委員会より調査報告書を受領しましたので調査の概要と合わせて下記の通りお知らせいたします。

なお、再発防止策については引き続き検討の上、追って開示する予定です。

記

1. 調査報告書の概要

(1) 調査に至った経緯

平成 29 年 3 月に売上計上した大型パネル冷蔵設備案件（4 社が共同企業体を組成し工事を実施）において、当社エンジニアリング事業部の社員若干名（以下「当事者」といいます）により、当社が所掌しない工事や機器の発注が行われていたことや平成 29 年 3 月期及び今年度売上計上した数件の大型パネル冷蔵設備案件において本来計上すべき原価を他の案件に付け替える不適切な原価処理が行われていた疑いが生じたため、社内調査委員会を立ち上げ調査いたしました。

(2) 調査期間

平成 29 年 7 月 12 日～平成 29 年 8 月 9 日

(3) 調査方法

当事者が保管していた資料・書類メモの閲覧、パソコンのメール履歴・消去データの復元・帳票の閲覧、関係者からの事情聴取を中心に行いました。また、エンジニアリング事業において過去に取引のあった主要取引先に対し、異常な取引の有無の調査を実施いたしました。

(4) 調査範囲

平成 27 年 3 月末日までの間はエンジニアリング事業部において当事者が発注等を自ら

行うだけの裁量を有していなかったことから、平成 27 年 4 月以降の取引を調査範囲としました。

また、不適切な発注が行われた当該大型パネル冷蔵設備案件は、当社が共同企業体を組んで取り組んだ初めての事案であり、同様の当社が所掌しない不適切な発注は他案件においては起こりえないため、当該案件のみを不適切な発注の調査範囲としました。

さらに、不適切な原価処理については、エンジニアリング事業の大型パネル冷蔵設備案件は大型かつ複雑で、取引先が固定化された通常の冷凍冷蔵設備工事案件と異なる特性を有していること、他のエンジニアリング事業の担当者では重大な工事原価の付け替えができるような事業環境にないことから、当事者が関わったエンジニアリング事業の案件を調査範囲としました。

なお、原価の付け替えの有無、過去の取引における当社に対する債権の有無について大型パネル冷蔵設備の売上が大きく伸長した平成 26 年に遡り網羅的に調査を行いました。今回のような事例が無いことを確認しております。

(5) 調査報告書の概要

① 本件の概要

当事者が、当社を含む 4 社の共同企業体での大型パネル冷蔵設備案件で、当社が所掌しない工事の発注を行っていたことが判明いたしました。本来、工事区分を請け負う他の企業（以下「A社」といいます）が発注すべきものですが、A社が工事等の発注書類を作成しなかったため、施主からの強い要望もありやむなく当事者が発注したものです。

また、本来案件ごとに原価を計上すべきところ、案件ごとの利益確保を優先しようと当事者が原価を別の案件に付け替えようとして未払いとなっている取引先が存在していることが、複数の案件で判明いたしました。

② 不適切な発注による特別損失の計上

当社所掌以外の工事部分に対する不適切な発注による仕入先への未払工事代金を調査したところ、平成 29 年 8 月 7 日時点では約 518 百万円と公表いたしました。調査完了の結果、約 411 百万円（内平成 30 年 3 月期第 1 四半期に 409 百万円、平成 30 年 3 月期第 2 四半期に約 2 百万円）が債務の総額と判明いたしました。

本来費用負担すべき第一義債務者は、工事区分を所掌している A 社であり、更に共同企業体各社で連帯責任を負っていることから、現時点で当社が原価として費用計上するのは適切ではないと考え、平成 30 年 3 月期第 1 四半期の連結損益計算書の特別損失に偶発損失引当金繰入額として約 409 百万円、連結貸借対照表の固定負債に偶発損失引当金として同額を計上することといたしました。今後は、各仕入先や共同企業体と交渉し当社が負担すべき債務の確定に向けて取り組んでまいります。

③ 不適切な原価処理による売上原価の計上

不適切な原価処理におきましては、平成 29 年 8 月 7 日時点では約 368 百万円と公表いたしました。調査完了の結果、7 案件、総額約 483 百万円（内平成 29 年 3 月期に 460 百万円、平成 30 年 3 月期第 1 四半期に 16 百万円、平成 30 年 3 月期第 2 四半期に 5 百万円）

が現時点で未計上の債務の総額と判明いたしました。その結果、平成 30 年 3 月期第 1 四半期の連結損益計算書の売上原価に約 477 百万円、連結貸借対照表流動負債に支払手形及び買掛金 402 百万円、工事損失引当金として 75 百万円を計上することといたしました。

なお、上記③において過年度に発生した債務もございますが、その影響は軽微であるため、過年度の連結財務諸表の訂正は行わないこととしております。

2. 本件を踏まえた当社の対応

再発防止策については外部調査委員の意見を参考に引き続き検討の上、追って開示する予定です。

3. 関係者の処分について

調査報告書の内容を厳粛に受け止め、厳正に処分を行います。関係者の処分につきましては決まり次第開示いたします。

株主・投資家の皆様、市場関係者の皆様及び取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

以上